

第 14 回

熊本県議会

道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年10月2日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 14 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年10月2日(金曜日)

午前10時2分開議

午前11時20分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 過疎地域振興のための新法制定に関する意見書について
- (6) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長 井手 順 雄
 副委員長 佐藤 雅 司
 委員 児玉 文 雄
 委員 前川 收
 委員 大西 一 史
 委員 氷室 雄一郎
 委員 松田 三 郎
 委員 鎌田 聡
 委員 九谷 弘 一
 委員 小早川 宗 弘
 委員 溝口 幸 治
 委員 西 聖 一
 委員 内野 幸 喜
 委員 上田 泰 弘
 委員 高野 洋 介
 委員 増永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安倍 康 雄

総括審議員兼次長 黒 田 豊

首席政策審議員兼

企画調整課長 神 谷 将 広

総務部

部長 松 山 正 明

次長 瀬 口 豊

首席総務審議員兼

財政課長 田 嶋 徹

税務課長 佐 藤 幸 男

市町村総室長 榎木野 史 貴

市町村総室副総室長 五 嶋 道 也

地域振興部

次長 松 見 辰 彦

地域政策課長 小 林 弘 史

健康福祉部

健康福祉政策課長 古 森 誠 也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 松 岡 大 智

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 内 田 安 弘

農林水産部

農林水産政策課長 白 濱 良 一

土木部

監理課長 鷹 尾 雄 二

教育委員会事務局

教育政策課長 松 永 正 男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

午前10時2分開議

○井手順雄委員長 ただいまより、第14回道州制問題等調査特別委員会を開催いたしま

す。

本日の委員会に5名の傍聴申し込みがありますので、これを許可したいと思います。

それでは、早速審議に入ります。

本委員会に付託されている調査案件は、道州制に関する件、地方分権改革推進に関する件、過疎対策に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って順次、説明をお願いいたします。

まず、議題(1)及び(2)について、神谷企画調整課長より説明をお願いいたします。

○神谷企画調整課長 企画調整課の神谷でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に沿いまして、座って説明させていただきます。

まず、地方分権についてでございます。お手元の資料の1ページを、お願いいたします。

こちらでは、これまでの分権の動きをまとめたものでございます。

最近の動きといたしまして、右下の部分になりますけれども、今月の7日あたりに分権委員会から第3次勧告、義務づけ、枠づけの見直しを主な内容とします勧告がなされる見込みでございます。

その下に「？」と書いてございますが、当初の予定でございますれば、税・財政改革などを盛り込んだ第4次勧告が出される予定になっておりましたが、現在は不透明な状況でございます。詳細は、後ほど御説明を申し上げます。

2ページを、お願いいたします。

こちらには、分権委員会の方で第3次勧告案が9月24日に示されてございます。その内

容について、概略御説明を申し上げます。

こちらにつきましては、地方に対して義務を課したりですとか地方の枠を決めたり、そういう地方を縛るような法令について見直しをするということが、2次勧告で全4,076条項勧告されてございますが、その中で3つの重点事項について、分権委員会の方から勧告がなされる予定でございます。3つの重点事項と申しますのは、こちらでaからcと書いてございますが、(a)になりますけれども、例えば保育所みたいな施設の管理の基準を法令で定めている、(b)は、都道府県が国に協議したり同意、許可を取ることを義務づけたり、そういった義務づけを行う条項、(c)になりますけれども、地方に対して計画の策定を義務づける、そういったような条項について見直しが勧告されてございます。

全条項の合計欄になりますけれども、1,224条項のうち892の条項について具体的に講ずべき措置を提示した、具体的に見直しを勧告するといったような条項になってございます。

その下に主な事例を掲げさせていただいておりますが、例えば道路は道路法で道路構造令の中で歩道の幅を2メートル以上というふうに、がちり決めてございますが、こちらについては見直しの方針、中ほどになりますけれども、そういった条項について廃止するか、または地方公共団体の条例に委ねることが勧告される予定でございます。

その下の保育所になりますけれども、保育所についても保育室の面積ですとか屋外の遊戯場の面積が、法令で事細かに決められてございます。こちらについても、条項自体を廃止するか条例にすることが勧告される予定でございます。

その下の2つの丸になりますけれども、この3つの重点事項以外についても、第2次勧告で示された基準に沿って政府に具体的な見直しを講ずる旨、要請がなされる予定でござ

います。

さらに、こういった勧告事項について具体的には政府が法案化していくわけですが、その法案化の過程でチェックするような仕組みをつくるべきだということも、盛り込まれる予定でございます。

続いて、3ページをお願いいたします。第3次勧告の中で国と地方の協議の場についても盛り込まれる予定になってございますが、現段階ではまだ内容が明らかになってございません。こちらでは先月の9日に地方6団体代表が、民主党に対して要請した内容を記載させていただいております。

1番下の丸になりますけれども、法律で国と地方の協議の場を設置するということがマニフェストにもうたわれてございますが、法律によって設置される前に、その前の段階からも国と地方の協議の場を早期に立ち上げていただきたいということが要請されてございます。

続いて、4ページにまいります。

4ページは、民主党のマニフェストの中で地方分権関係の施策を抜き出して、概略を記載させていただいております。こちらについては、それぞれ総務大臣などから御発言があって内容が徐々に明らかになりつつありますので、5ページ以降で具体的中身について御説明を申し上げます。

まず国の出先機関の廃止につきましては、国の地方出先機関を原則廃止すると。これは、国の出先機関自体が議会がチェックするとか、そういったようなガバナンスが効いていないと。ただ、職員の生首は切れないので慎重に検討していくというような御発言が、大臣よりなされております。

さらに、国と地方の協議の場、直轄事業負担金についてはマニフェストどおり着実に進めていくと。

一括交付金につきましては、2011年度から導入する予定である。地方交付税について

も、今は法律で地方への税率の配分の比率が決められてございますが、こちらも引き上げるべきだということはずっとやってきた、そういった方向で見直しをしていくということが言及されております。

地方分権改革推進委員会の扱いについてでございますが、地方分権改革推進委員会から出された勧告については、基本的には尊重していく。ただ、一部、民主党のマニフェストと異なる部分もあるので、そういったところは議論していきたいという内容が触れられてございます。

6ページに関連しますけれども、先月の29日に原口総務大臣と地方分権改革推進委員会の丹羽委員長の間で会談が持たれまして、第3次勧告、先ほど案の御説明を申し上げましたが、10月7日にも提出するというので、大臣も了承したと。ただ丹羽委員長、3つ目の丸になりますけれども、地方税財政改革に関する4次勧告を10月中に出したいという御発言を受けて、大臣らはそのところはまだ整理していない、3次の前に4次という話にはならない。さらに改革のスケジュールについても、まだそういった議論をする段階ではないという御発言がありまして、今後の動きが不透明な状況でございます。

さらに、同日になりますけれども、民主党が掲げます地域主権改革を具体化していくために、原口ドクトリンという総務大臣の考え方をまとめたものを1カ月程度でまとめていきたいという発言がなされております。この動きも、注視していかなければならないと考えてございます。

7ページに移っていただきまして、これも原口大臣の御発言の中にもございますけれども、総務省に地域主権室という大臣直属の組織で、民間の方ですとか地方自治体の首長などをメンバーにして具体的な制度設計を協議していくような組織を創設するというような御発言もあっております。

その下に行政刷新会議がございますが、こちらは担当の仙谷大臣が任命されまして、今立ち上げに向けて準備が進められておるところでございます。

この行政刷新会議と分権の議論は、どういったような役割分担で行われているか、そういったことも注視していかなければならないと考えてございます。

いろいろ動きはございますけれども、具体的にこういう方向でいくという、かちつとした文章みたいなものはまだ出ていない状況でございますので、今後の動きはしっかり注視をしまいたいと思っております。

前回の委員会でも、具体的なシミュレーションが必要ではないかという御指摘がございましたけれども、例えば国の出先機関の見直しなんかにつきましても、原則全部廃止するような御発言がござりますが、これといった具体的な制度設計がなかなか見えない中で、具体的な姿をこの段階でお示するのがちょっと難しい状況でございますけれども、これまで第1次勧告、第2次勧告で分権委員会からいただいているものにつきましては、執行部の中で具体的な影響なんかを今精査をし始めているところでございますし、具体的な動きが明らかになる、そういったものを見据えて具体的な対応についてしっかり精査をまいりたいと考えております。

8ページに移ります。話題が変わりますけれども、7月ということでちょっと時点がさかのぼりますが、直轄事業負担金制度について、知事会の中でこういった方向で見直すべきだという申し合わせをしております。

5点ございまして、まず1点目は負担金の対象について、国の職員の退職金ですとか国の庁舎の建設費などが盛り込まれ、それはおかしいではないかということをおまえて、その対象の範囲については今年度から見直すべきだと。

2点目になりますけれども、維持管理の負

担金は来年度、22年度から廃止すべきであると。

3点目になりますけれども、将来、直轄事業負担金制度そのものを廃止すべきであると。

あわせて4点目になりますけれども、都道府県が市町村から徴収している負担金についても見直していくと。こういった見直しに当たりましては、国と地方がしっかり協議ができるような制度を創設すべきであるという申し合わせをしております。

続いて9ページになりますけれども、これが知事会の方で申し合わせました、今御説明した内容を細かく書いたものでございます。基本的には、直轄事業実施に直接必要な経費に限定すると。それで、具体的に国と地方の中で話し合いをする中で決めていくということが盛り込まれてございます。

続いて、10ページに移らせていただきます。

先ほど御説明した知事会の申し合わせの中でも、市町村負担金のあり方を見直すということが申し合わされておまして、それを踏まえて本県においても見直しに着手しております。

具体的には、2の見直しポイントの(2)になりますけれども、対象となる事業で経費を見直し、これを来年度予算に反映させていきたいということで、現在、市町村との協議を始めておるところでございます。

具体的には、維持管理費ですとか事務費の負担金を原則廃止すると。今後、道路事業ですとか負担金の負担の割合などについても見直しを行いながら、来年度には市町村との協議の場も設置したいということで、現在、市町村との協議を行っております。

続きまして、11ページ、12ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらは、国の出先機関の状況でございます。11ページでは、全国的に今どういう状況

るという認識を示しまして、8番目になりませんが道州制推進基本法の制定というものも要望されております。

16ページ、新政権におきます道州制関連の記載ですが、御発言をまとめてございます。民主党のマニフェストには道州制に関しまして記載はございませんが、政策集の中では基本的には広域的自治体については当分の間、都道府県の枠組みを基本とすると。都道府県から基礎的自治体分の事務事業を移譲していき、都道府県は広域調整に限定していくと。

その下の欄になりますけれども、現行制度を前提とする広域連合や合併の実施、将来的な道州の導入も検討していきますということが触れられております。原口大臣の会見の中でも、道州制については自公政権とは違うものと考えていく、上からかぶせたようなものではなくて、地域が選択される道州制でなければならない。中央省庁を解体して、そういったものを踏まえて基礎自治体の連合体ですとか、もっと大きな固まりで道州制を地域を選択するのであれば、パートナーとしてサポートしていきたいということを御発言されておりますが、政権交代によりまして恐らく道州制の議論が組み入れられれば、かなりスピードは落ちていくのかなというように予測をしております。

道州制については、以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、議題(3)について、植木野市町村総室長にお願いします。

○植木野市町村総室長 市町村総室です。座って説明いたします。

政令指定都市関係について、御説明させていただきます。資料の19ページを、お願いいたします。

大きな1の、政令指定都市移行に向けた今後の取り組みについてでございますが、今定

例県議会におきまして、去る9月14日に熊本市と城南町、植木町の合併にかかる廃置分合案を可決いただきました。ありがとうございました。

また、同日付けで知事が廃置分合を決定し総務大臣に届け出をやっておりまして、来年の3月23日に新しい熊本市が誕生することが確定しております。

熊本市は平成24年4月の政令市移行を目指しており、県といたしましては今定例県議会終了後、速やかに県と熊本市との協議の場となる県・市連絡会議を設置し、県から市への事務権限移譲等についての協議を進め、政令市への円滑な移行を支援していくこととしております。

(2)の主なスケジュールでございますけれども、これはあくまで他の都市の事例に基づく現段階での予定ということで記載しております。

まずは、先ほど申しましたように今月中にも政令市移行にかかる県・市連絡会議を設置いたしまして、事務権限等に関する協議をスタートさせたいと考えています。

それから、およそ1年程度の期間で協議を終了し、来年の12月ごろまでに県・市の基本協定の締結を目指したいと考えております。

その後、平成22年の12月ごろから23年の4月ごろにかけて市議会での意見書の決議、これは強く要望するというような意見書になると思いますけれども、その意見書の決議、市から県、及び県議会に対する要望書の提出、それから県議会での政令市に関する意見書の決議、総務大臣に対して県、県議会、市、市議会での政令市実現の要望書を提出するといった手続きを行うこととなります。

それから23年4月から9月ごろにかけて関係省庁への説明、正式協議を行い、10月ごろに政令市移行の閣議決定、24年4月に政令市に移行するというスケジュールを予定いたしております。

(3)政令市移行にかかる県・市連絡会議についてでございます。これは今のところまだ仮称でございますけれども、①主な協議内容といたしましては、まず県から市への移譲事務については、県と市の協議により移譲の可否が決まる事務もあることから、これら任意の事務を含めた移譲事務の範囲について協議を行い、確定させる必要がございます。

このほか事務の移譲にかかる財務や人的支援の取り扱いについても、協議を行うこととしております。

②会議の構成についてでございます。これは、あくまで現段階のイメージということで記載しております。連絡会議は県・市の部局長レベルで構成しまして、その下に関係課長レベルで構成する幹事会、そして各分野ごとの担当市部局による分科会を設け、協議を行っていく形を想定しております。今後、熊本市と調整の上、連絡会議の体制を固めていきたいと考えております。

次に資料の20ページですけれども、参考といたしまして政令市への移譲の対象となる事務の種類及び本年4月に政令市に移行しました岡山市における移譲事務の項目数を記載しております。項目数は非常に多うございますけれども、これは事務につきまして、例えば1つの許可事務というのがありました場合に、事務としては1つなんですけれども、その中に例えば受け付けだとか通知だとか協議だとかありましたら、それは1つずつ数え上げていくということで数が増えることとなります。具体的には移譲の協議の中で条文ごとに洗い出していくことにしております。

まず、①法令に基づくものとして法令必須事務がありますけれども、これは政令市に必ず移譲される事務ということになります。例といたしましては国道、県道の管理、児童相談所の設置、小・中学校の教職員の任免等の事務がございます。

その下、法令任意事務につきましては、

県・市間の合意により任意に事務移譲ができる事務になりますけれども、例といたしましては河川の管理だとか身体障害者更生相談所の設置、あるいは中心市街地活性化関係事務などがございます。

その下、国の要綱や通知に基づく事務とありますけれども、これは要綱等により当然に政令市に移譲される事務と、それから県・市間の合意により任意に移譲ができる事務と2つございますけれども、例といたしましては療育手帳の交付、障害児童施設整備事業、スクールカウンセラー活用事業等の事務がございます。

次に、②事務処理特例条例によるものでございますけれども、これは法令上は県が実施する事務となっておりますけれども、県・市間の合意により県の事務処理特例条例に規定することにより移譲できる事務でございます。例としまして挙げておりますのは、特定非営利活動法人の設立認可、それから管理栄養士免許申請事務、農地転用の許可等の事務がございます。

最後に、③県の単独助成事業でございますが、県が独自に助成等を行っている補助金でございます。県・市間の合意によって任意に移譲ができる、移譲するということは、つまり政令市の方でやっていただきたいというようなことで移譲するという事務でございます。例としましては、地域振興総合補助金、重度心身障害者医療費助成、乳幼児医療費助成等がございます。

以上が、移譲対象事務の種類と主な内容になりますけれども、岡山市では最終的に全部合わせますと1,567の事務項目が移譲されております。

次に資料の21ページ、大きな2の、熊本市及び近隣3町での合併・政令市実現に向けた動きについて記載しております。

文中下線部が、6月に御報告いたしました後の動きでございます。

熊本市と城南町、植木町との合併につきましては、城南町、植木町での住民投票、それから各市町議会での廃置分合の議決を得て、7月17日にそれぞれの市・町から県に対して廃置分合申請がなされました。

冒頭にも申し上げましたけれども、本定例県議会で廃置分合議決をいただき、県知事決定を行っております。

熊本市においては、7月17日に政令市推進本部を設置され、政令市移行に向けた準備が本格化されております。

各町における動きについては、重複いたしますので省略させていただきます。

市町村総室からの説明は、以上でございます。

○井手順雄委員長 次に議題(4)について、小林地域政策課長お願いいたします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。

資料の27ページをごらんください。付託案件の1つであります過疎対策に関する件につきまして、前回からの変更点を中心に御説明させていただきます。なお、アンダーラインを引いている点が、前回からの変更点となっております。

まず資料28ページの4、これまでの主な取り組み状況と今後の取り組み予定についてでございますが、去る7月の国の施策等に関する提案におきまして、現行過疎法失効に伴う新たな法律の制定についてを主要な提案項目の1つといたしまして、総務省を初めとする関係省庁に提案活動を行ったところでございます。提案書の写しにつきましては、資料の31ページ、32ページに添付いたしておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

今後の取り組み予定といたしましては、今月中に県選出の国会議員に対して要望活動を行うことといたしておりますが、その後も各

党や関係省庁における検討状況等を踏まえ、必要に応じて要望活動を実施してまいりたいと考えております。また、今月の下旬には県選出国會議員、県議會議員、過疎関係市町村長などの参加を得まして、過疎対策の必要性を訴えるアピール行動を県内で実施する予定といたしております。

なお参考で書いてございますが、11月の上旬には全国過疎地域自立促進連盟の主催によります全国の総決起大会が開催される予定となっておりますので、本県といたしましてもこのような場を活用して、過疎対策の必要性を訴えてくる所存でございます。

次に5の、新法の制定に向けた国等の主な動きについてでございますが、まず自由民主党の動きといたしましては、7月6日に、新過疎法制定の基本的な考え方を過疎対策特別委員会が取りまとめたところでございます。

基本的な考え方といたしましては、引き続き地域間格差の是正を図るとともに、都市とは異なる資源・価値を積極的に活用した地域社会の実現を図る必要があり、ハード・ソフト両面にわたって対策に取り組むことといたしております。

支援制度のあり方といたしましては、市町村が地域の実情に応じてみずからの発想で取り組むことを最大限尊重する仕組みとし、支援措置の充実やソフト事業の実施のためにも、新たな財政措置を講じることといたしております。

また、前回の委員会でも質問がございました指定地域の要件につきましては、人口減少率、年齢構造指標、財政力指数をもとに、実態として支援すべき地域が該当することとなる要件を慎重に検討することといたしております。

この基本的考え方の全文につきましては、資料の33ページから37ページに添付をいたしておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

続きまして、資料の29ページをごらんいただきたいと思っております。

民主党におきましては、マニフェストには記載はございませんが、政策集の中に過疎関係に関する記述があるところでございます。

まず、地域の特性を生かした国土政策といたしましては、現行の画一的・縦割りの地域関係諸法を改め、地域独自の事情や特性に対応した振興策を実施します。地方分権の推進や都市と農山漁村との連携を図り、地域の自立化・多様化を実現し、安全で安心して生活ができる国土形成を目指す旨が記述されております。

また、鳥しょ部等の揮発油税免除など過疎地域対策としては、過疎地域にふさわしいインフラ整備やコスト低減に資する施策を推進します。

面積で国土の半分強を占める過疎地域では、著しい人口減少や高齢化が進んでおり、道路等のインフラ整備のほか、携帯電話やケーブルネットワークなどIT技術等を活用して、高齢者に対する生活支援策を拡充するとともに、交通基盤整備などの公共事業については、都市と過疎地域の格差が解消されていないとの認識のもと、今後は公共事業のみに頼らず、各地域が特色を生かし技術的に発展するよう、地方分権の一層の推進に重点を置いていく旨、記述がされているところでございます。

次に(4)の、全国知事会過疎対策特別委員会についてでございますが、7月23日に政府に対する提案・要望活動の1つといたしまして、新たな過疎対策法の制定に資する要望活動を実施したところでございます。こちらにつきましても、要望書の写しを38ページ、39ページに添付いたしておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

最後に、政府や関係省庁の動きについてでございますが、資料を作成した後に、すでに提出されている来年度の概算要求を一旦見直

しまして、マニフェストを踏まえた上で10月15日までに再度要求を提出するように各省に求める旨の閣議決定がなされておりますので、概算要求関係の記述は参考として読んでいただければというふうに考えております。

まず総務省についてでございますが、新たな過疎対策の推進など、安心して暮らせる地域づくりを重点施策として位置づけたところでございます。方向性としていたしましては、現行過疎法失効後に向けた移行措置の動向に対応し、実効性のある新たな過疎対策に積極的に取り組む旨が記述されておるところであります。

また同日に、農林水産省と国交省もそれぞれ概算要求を出しておりますが、ここにおきましても農林水産省においてはコミュニティを維持し資源を生かす農林漁村活性化対策ですとか、国土交通省におきましても過疎・集落・条件不利地域の振興をそれぞれ重点施策として位置づけておるところでございます。

また下の欄でございますが、9月16日に原口総務大臣が新たに就任されたところでございますが、9月18日の会見の際には、現行の過疎法の期限切れを来年度に控えて、新法制定の必要性についてどう考えるか、またどういった支援策が必要と考えるかについて質問があり、ここに書いてございますとおり、財政力の弱いところに三位一体改革の影響が直撃しておる、そして公共サービスの格差が国民の大きな不安要因になってしまっておるといった認識のもと、村井知事との意見交換や現状を見て万全な取り組みを進めていきたいといったことや、身近なところに行くにしても足が不足して行けないとか、農林業の衰退、特に地域医療の危機に対しても、政府を挙げて取り組みたい旨の回答があったところでございます。

また、これまでの過疎法が果たしてきた評価と、地方財政が悪化して過疎対策事業債などが予算枠を使いきれないような実態がある

が、これについてどう考えるかという質問がございまして、まずこれについてございますが、議員立法の評価については行政にいる者としては慎重に言葉を選びたいが、過疎法の中でどういう状況になってきたかといえば、多くは地域の不安ですとか、あるいは公共サービスの格差が拡大するのを埋めてくる上で役割を果たしてきたと思うといった見解が述べられております。

また、過疎債につきましては地方の負担が耐えられるか、そういった財政上の問題があるので、本当に選択しながら事業を選ぶ、優先順位を選ぶということについてはさらなる工夫が必要だと考える、そういった答弁があったところでございます。

また、同日には全国知事会の過疎対策特別委員長と全国過疎地域自立促進連盟の会長をされております長野県の村井知事が原口総務大臣のもとを訪れまして、新法制定に向けた支援を要望したところでございますが、原口総務大臣の方からは、ちゃんと民主党内の体制を整える、大事な問題だから党の中で次に担当する人をきっちり決めてやらせてもらうといった発言があったとお聞きいたしております。

過疎対策に関する件の説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で、執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、地方分権推進関係並びに道州制関係の質疑を行いたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか、挙手をお願いいたします。はい、大西委員。

○大西一史委員 今ひと通り分権改革と道州制についての御説明をいただきましたが、国の方の方針がまだなかなか見えないという状

況の中で、先行きが非常に不透明であるということだろうというふうに思いますが、分権改革については原口総務大臣も、例えば消費税の問題とか一括交付金の扱いとか、その辺が理念としては委員会の方の理念とは若干食い違うというような御発言もあっているようでありまして、ある意味では地方税財政にかかわるその改革というのは、そのマニフェストに沿ってある程度やっぱり仕切り直しになるような部分もあるんじゃないかなというふうに考えられます。

そういう中で、一括交付金化も含めてなんですけれども、地方のそういう運営に対して相当大きな影響が与えられるようなことを、総務大臣なり新政権が考えているということであれば、もちろんマイナス面だけではなくてプラス面に持っていくように、県としてはやっぱり発言をするというか要求というか要望を新政府に対してしていくべきだろうというふうに思うんですよ。今まだ制度設計はこれからという段階ですから、これから制度設計をするという段階に当たって、先ほど言ったような面、一括交付金とか消費税の問題とかも含めたその辺の面について、逆に言えば熊本県としてどう提案していったらいいというふうに、現時点で新政権に対して考えているのかというのが、まず1点です。

○神谷企画調整課長 今、大西委員から御指摘がございましたように、新政権の動きがなかなか見えないところがございます。ただ、見えないといって待ちの姿勢ではいけないと思っております。

まず基本は、今全国知事会の場で、今月の9日ぐらいになると思いますが、国と地方の協議の場のあり方をどうするか、地方分権をどうしていくか、政府に対してどう対応していくかということを議論することになっております。その全国的な課題については、基本的には全国知事会の場で熊本県としても具体

的な制度設計が明らかになるというのを待つというだけではなくて、地方としてこういうふうにしてほしいですか、そういった要望を出していく必要があると思っております。それに加えて、本県に限って言ってもかなり大きな影響が出る、一括交付金ですか、おそらくそういった制度設計が明らかになるに連れ、かなり大きく仕組みが変わっていくと思います。その中でもいろいろ想像を広げながら、具体的にここは困るといったようなことは直接各省に対して意見を申し上げていきたいと思っております。

○大西一史委員 例え、どんなことがありますか。

○神谷企画調整課長 例え、今新政権で見えないところではございますけれども、地方における財源の確保が具体的にどうなされるか、一括交付金という話もございまして、一括交付金の仕組みがどうなるか、総額がどうなるかというのが今見えない状況でございます。

あと具体的に言えば、分権とはちょっと意を異にするかもしれませんが、例え、暫定税率が見直されるという話もございまして。それは単純に見直せば地方への影響というのはかなり大きなものになると思っております。そこは地方としても、例え、必要な事業というのは、むだな事業は排除すべきだと思いますけれども、必要な事業は進めなければならない。具体的な影響が出てくると思っておりますので、そういった具体的なことを申し上げながら意見を申し上げていかなければならないと考えております。

○大西一史委員 今の答弁以上は求めませんが、まだやっぱり制度設計をどうしていったらいいのか暗中模索といいますか、という中で、やっぱり地方分権のあるべき姿と

いうのは県としてもターゲットをきちっと絞ってシミュレーションをしておくべきだろうと思います。ただ、どんな政権であろうとも、熊本県としてあるいは地方分権の観点からあるべき地方自治体の姿として、どういふふうな制度設計がいいのかという、もう少し具体的な踏み込んだ提言をしなければ、新政権にはたぶん受け入れられないというふうに私は思います。ですから、その辺についての県の中でのそういうコンセンサスづくりというんですかね、そういったものが、私は今の答弁を聞いていますとまだまだできてないのかなというのが率直な印象です。ですから、その辺について、9日に、知事会の協議の場についてもいろんな検討をやるということですから、それに向かってたぶん企画なり何なりでいろいろ調整をされるんだろうというふうに思いますが、もう少し全庁的な中でいろんなシミュレーションをしながら、そういう具体的な提案、こういう支障が出てくるんじゃないか、こういうデメリットがあるんじゃないかと、そういったところは全部つぶしていくような具体的な提言を、ぜひ積極的にやっていただきたい。そういう意味では、待ちの姿勢でないという意識は常に持っておいていただかないと困ります。

そういう中で、委員長すみません、もう1点、出先機関の廃止についてなんですけれども、例の橋下大阪府知事を始めとした首長連合のメンバーが早速、原口総務大臣のところを訪ねて行って、意見交換をされています。複数の自治体で構成する広域連合が国の業務を担う案というのを逆に提案しているわけですよ。この辺はどういうシナリオがあっているのか、仕掛けがあっているのかよくわかりませんが、例え、近畿圏の府県などでは関西広域連合というようなことでずっとやっていますけれども、近畿の地方整備局というんですかね、ここの業務あたりを事務を担うという案を逆に提言しているということ

で、そうすれば出先機関の廃止はすぐ解決すると、それで大臣に「いいじゃないか」と言われたというようなことでプランを詰めて提出したいというようなことでありますけれども、こういった関西は関西独特の事情と申しますか、九州とはまた事情が違うと思うんですよ。ただ九州全体で見たときに、例えば道州制の議論も含めた戦略会議の中でも話があるように、九州は九州で戦略会議もまだ道州制を目指してやるよというようなメッセージを新政権に対しても伝えるんだというようなことを言っていますよね。ただ現状では、今の説明では道州制はなかなかトーンダウンしていこうというふうなことから、そういう中で九州全体としての、例えば知事会あたりでそういったプランをつくっていくというようなことというのは考えないんですか。そういった動きというのは、全くないんですか。

○神谷企画調整課長 九州知事会におきましても広域連合というかつちりした法律に基づいた仕組みではございませんけれども、政策連合と位置づけまして九州各県連携して、こういった事務ができるかという研究を行っております。具体的に九州全体で取り組もうといった取り組みが、環境面ですとかいろいろ始まっております。具体的に今、九州知事会の中で広域連合をつくろうといったような話には現在なっておりませんが、国の出先機関を廃止するということは、当然それに対する受皿が必要になってきますので、何もかも国の言いなりになって地方が受け取るというものではないと思っておりますので、九州知事会も今月ございますので、その中で議論をしてまいりたいと思っております。

○大西一史委員 私が言いたかったのは、とにかく具体的に何も見えてないという状態の中で空中戦でいろんな話をしていても何の話

の詰めにもならないし意味がない、時間のむだだと私は思います。

ですから、そういう意味では、それこそ出先機関が廃止になった場合に県に、前回聞きましたよね、2万数千人の人員が都道府県に移るとか、そういった具体的な細かな話があるんだけれども、では全部が移ってきて本当にいいんですかと、あるいは業務でもこれは都道府県では担うべきものではないだろうと、その仕分けですよ。ある意味では、もう総務大臣が出先機関を廃止しますと言ってあるのであれば、廃止を前提としたそういう県に与える影響というのもシミュレーションというのが私は急がなければならないことなんじゃないかなというふうに思います。

ですから私は、たしか前川委員も前回の中で、何でもかんでも分権すればいいんじゃないですよという話をたしかされたというふうに思います。私も全く同感なんですね。だから国と地方の仕事のあり方というのがどうあるべきかというところでも、もっと具体的な話というのを詰めていただきたいということを要望させていただきます。

一応、以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。はい、前川委員。

○前川収委員 合同庁舎の件で一般質問でもお話があったと思いますけれども、わざわざ移転先を熊本県が買って、それを市に売って、そして市が今度は国と交換したという経緯から考え、それから用途地域の変更という便宜も図ってきたという、政策的な便宜も図ってきたという前提から考えて、当然入られるものだという前提でつくられてきたことはあたりまえのことなんですけれども、ただ、この間に何か契約とか、普通民間のこういう建物を建てるときには、地主さんとか施主さんとかそういうところと一般的には契約しな

が段階的に契約を重ねて建てていくわけですね。今回は国がやられるわけでありませけれども、基本的に熊本市が移転先として、県がまず移転先として買った時点からそういう権利発生はしてきていると私は思っています。それを市に売るときもタイミングがあったと思いますし、また市が国に売るときだっ用途指定的な、何にでも使っていいますよじゃなくて、用途指定的なその契約というものがあってきているのかどうなのか、まず第1点ですね。

それともう1つ、これはたぶんないだろうと思えますけれども、財政支援的なものが県や市から国に対する直轄事業の負担金みたいなもので、国に対して県や市から財政負担がされているのかどうなのか、まずこの点にお答えいただきたい。

○神谷企画調整課長 まず2点目のお話の方の、財政支援的なものはないのか、県や市からの具体的に負担金は、合同庁舎については全くゼロでございます。

ただ1点目で御指摘いただいたように、あそこに用地を確保するに当たって県の方、市の方はかなり汗をかいております。当然その売買契約は売買契約なんですけれども、具体的に合同庁舎を建てるという前提ですべて物事を動かしてきておりますので、当然、国が合同庁舎を建てないといった場合については、県と市はしっかり物を申しといかなければならないと思っております。

契約自体は今手元にございませんけれども、契約の中になかったとしても、それは県、市がそういった行政目的で議会の承認も得ながら動いている話でございますので、それと国が違う動きをするといったようなことはあつてはならんと思っておりますので、そこはしっかり国に対して言っていかなければならないと思っております。

○小林地域政策課長 地域政策課でございますが、合同庁舎の移転の推進に関しましては地域政策課が県庁で、あとは熊本市の企画財政局とともに九州地方整備局などと協議を進めながらやってまいったところでございます。そして平成13年の6月になりますが、熊本合同庁舎移転整備の推進についてということで御見解を賜りたく協議しますという事項の一端といたしまして、その中の項目でございますが、熊本県は熊本駅周辺に土地を取得し、熊本合同庁舎の移転用地として確保する、その際、移転候補地として月星化成熊本工場跡地を第1候補として同社と協議を行うということですか、そういったことが書かれておりまして、国との協議をしながら進めてきたという状況でございます。

○前川収委員 国が相手で県と市という、いわゆる公共が全部合わせて3つ、県と市で取り組む事業であります。国が方向が変わりましたとか考え方を変えましたといった場合、一般の民間であれば、簡単に言えば賠償責任まで負うようなことです。しかし、国がやるからそれはそれでいいんだということが、果たして通るのかなと私自身は思っています。ですから、そういう内容なら契約とまでは言わなくても、国・県・市町村のもともと行政同士の信頼感というのがどの程度のものなのかよくわかりませんが、そういうことに基づく熊本県の損失もしくは熊本市の損失というものが生じるということであるのであれば、それはやっぱり国に対してはつきりとその内容については言わなければならないし、場合によっては法廷ということまで含めて行政訴訟ということもあり得るわけでしょうから、やっぱりそういうことまで含めた覚悟を決めていかないと、もうすでに、B棟は別としてもA棟がもう形はできてしまって、あと内装が待っている。建てたはいいけれども、もう要りませんと、建てたのも自分

が建てられたんですから後からどうされるかわらんけれども、要望は我々が目的というのが前提にあった上で、あそこに何でもいからということをやったわけではないわけでしょう。それは今はっきりおっしゃったとおり合同庁舎を移転するという前提で、明確な目的で用地取得等それから用途変更等々というのはしっかりやってきたわけでしょうから、その目的外使用をするということは、民間であればそれは普通は許されない話ですよ。そういうところを、やっぱりしっかり内容を精査しながら、その対応については、国が言ったから仕方がないとかそんなことじゃない。これは前の政権からそういう話があったわけですから、政権の問題は関係ないですよ。そういう前提で取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。それは、準備か何かしているんですか。市との話か何かしているんですか。

○神谷企画調整課長 当然、市もあそこに合同庁舎を建てないと非常に困ることだという話をされておりますので、国・県・市で今話し合いを始めております。

具体的には県の中で話し合っても仕方ありませんので、関係する大臣なんか知事がお会いする機会がありますので、そこでしっかり熊本の現状、これまでの経緯というのをお伝えした上で国に配慮を求めていかなければいけないということで、今その準備を進めておるところでございます。

○前川収委員 よろしく、お願ひします。

○井手順雄委員長 この件に関しては、駅周辺の活性化というのがありますので、やっぱりこれは重要な問題であります。A棟になれば1,000人近くの人に来て、周りの飲食街とかも、またそれに対していろんなお店とか活

性化していくわけですから、そういう大きな問題がありますので、ただ単に庁舎をやめようとかやめるとか、そういう問題じゃないと思うんですね。これはぜひとも、その辺も含めたところで要望をお願ひしておきます。

○井手順雄委員長 ほかにございますか。はい、松田委員。

○松田三郎委員 確認です。

その土地は今、所有関係はどうなっているわけですかね。

○神谷企画調整課長 土地は国の所有でございます。

○松田三郎委員 今A棟が建っているところ……。

○神谷企画調整課長 国の所有。

○松田三郎委員 こっちは、市……。

○神谷企画調整課長 全部、国の所有でございます。

○松田三郎委員 今、合同庁舎があるところは。

○神谷企画調整課長 今、合同庁舎があるところも、国がずっと所有しております。

○松田三郎委員 交換は成立しておるんですか。

○神谷企画調整課長 交換は成立しております。今の桜の馬場と言われる土地がございしますが、あそこももともと国が持っております。それで等価交換といえますか……

○溝口幸治委員 ちょっと関連してですが、大前提として前川委員がおっしゃったように、また委員長がおっしゃったような形で進めていくのが当然だと思います。

ただ、その方向で本当にゴールまで行き着くのかなという不安が実はあって、もちろん国が約束したり県が約束したりとありますが、まあいろいろな例があるわけですね。例えばですよ、たとえがいいか悪いか、川辺の例だって国・県・地元と本体工事着工の協定書までそれぞれの責任者が印鑑を押しておいたけれども、こういう状態になってくるわけですね。あれも当然そういうような形で、そのときは皆さんは同意したんでしょうが、今は環境が大きく変わっているのも、もしものことも考えて、やっぱりどこかで99%の1%ぐらいと言われるかもしれませんが、もしものことも考えてやはり準備をしておく必要があるんだろうと思いますが、これは答弁は要りませんが、どこか頭の片すみにはそういうことも入れておかんといかんのじゃないかなと思いますので、あえて意見として言わせていただきます。

○井手順雄委員長 では、要望とします。はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 私は道州制の委員会でもいろんな論議をしてきたんですけども、民主党政権になってトーンが若干下がったような気がしておるわけですが、九州が1つだという発想から、九州は道州制についてはかなり進んだ論議がされるようになってきたわけですが、先ほどもちょっと出ました、これからどういうふうな流れにいくかということで、戦略会議でも知事会でも次のステップに進む1つの方向性として政策連合ですかね、先ほどもちょっと話が出ましたけれども、例えば九州で産廃税の一斉導入とか、あるいは九州観光推進の1つの機構と

か、あるいは世界遺産に登録をする産業遺産、ああいうものはこの全九州挙げて各県が知事会で同意したものについての政策が着々と実現しているわけですね。

現在、項目としては平成18年は大体26項目を全九州挙げて取り組んでいくという方向性だと思えるわけですが、その辺からでも次のステップに進む道州制の流れを、やはり行政としてはその辺しか進められないんじゃないかと思うわけですね。だから、その辺をもう少し次の、今はいいですけども12月議会にはその辺の、その26項目に当たる具体的な事例でも示していただきながら、県民の関心とかそういうものは政権が変わろうと、また若干後退しようがしまいが、この道州制の流れについての意識を喚起していくというのが行政の1つの仕事でございますので、その辺の取り組み状況なり、また次のステップに移行する中間地点では非常に大切な視点じゃないかと思っております。

今この26項目から、さらにふえているんですか。

○神谷企画調整課長 実は、先ほども申し上げましたが今月の下旬に九州地方知事会がございまして、また、その中で議論することになっておりますけれども、委員の御指摘があったようにそれぞれが日々進捗した分もございまして、次回の委員会の中でその進捗状況なり新たに加わった項目なりまとめて御報告させていただきたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 可能性として今の時点ではできると思いますか、いろんな形で県民なりまた市民の皆さんに道州制の流れ、そして私たちが積み上げてきた論議が、ここで政権が変わったからトーンが変わりましたということで、またいるようなもので、私も非常に残念な思いがしますから、その辺はやっぱりわかりやすい面からでも九州としては各県で

道州制に向けての次のステップが必要な論議じゃないかと思っておりますので、次の議会までに出していただきますように、お願いしておきます。

○井手順雄委員長 続きまして、政令指定都市並びに過疎対策関係の質疑をお願いしたいと思います。どなたか、いらっしゃいませんか。前川委員。

○前川収委員 政令指定都市につきましては、廃置分合議決も終わりましたのでいよいよだという感がありますが、ここでもう1回立ち戻って疑問な点を確認しておきたいんですけれども、人口70万人が政令指定都市の要件というふうには聞いておりません。法律要件に70万と書いてあるわけでもないし、閣議決定で70万人でいいぞということになったわけでもない。もちろん政令指定都市を決めるのは閣議決定でしょうけれども、要件としては閣議決定にはなかったやに聞いております。つまり、そのときの担当大臣や政府の考え方で、これまで70万人で認めてきた、そしてその認めてきたものを閣議に出して閣議に認めてもらって政令市になったというのが、私の今までの考えでは確かそうだったろうと思います。つまり、70万人というのが目標に我々は頑張ってきた、皆さんも頑張っておみえになった。熊本市は特に頑張られたんだと思いますけれども、70万人というものの根拠というのは行政の継続性の中には当然あると思いますけれども、法律とかの要件ではなかったやに記憶していますが、まずその点について確認させてください。

○榎木野市町村総室長 法律上は50万人以上となっていて、現実上は100万人以上のところしか今まで見てこなかった。それを今の合併特例法の期間内、つまり来年の3月いっぱいには特段の配慮をするというのが国の合

併支援プランの中に入っておりまして、それで岡山市の場合が70万人でいっておりますので、それを1つの目安にして70万人ということで動いております。

ただ、その前は80万人以上でも、後々100万人以上になるようなところという手がありましたので、前回は70万人いかななくてもいいんじゃないかというようなところの議論もありましたけれども、それは以下ちょっと無理じゃないかというところで、今まで70万人で頑張ってきたところでございます。

○前川収委員 私の質問に教えてください。特段の措置とは確かに書いてあるけれども、それが70万人という人口ですとは書いてないわけですね。

○榎木野市町村総室長 書いてないです。

○前川収委員 書いてない。つまり、きちんと70万人だと絶対クリアだということではないということで、いいわけですね。そうですか。

○榎木野市町村総室長 はい。

○前川収委員 ということは、これは政権が変わったから変わるような話ではないかもしれませんが、やっぱり主管大臣の考え方というのは、その辺の中でかなり反映されてくる政治的な余地があるというふうにとらえた方がいいわけですかね。

○榎木野市町村総室長 いや、それは私どもとしてはもう政権がどうなろうと、これについては70万人でやっていただけるものということで、そこのはいけるものだと思います。

○前川収委員 それは、根拠は何ですか。根

拠を出してください。

○榑木野市町村総室長 政令指定都市の指定要件については、今言いましたように人口が地方自治法で50万人以上で、これまでとしては近い将来100万人を超える見込みのある80万人以上というのがありました。それで今、合併特例で70万人程度以上ということで、これは平成17年8月に示されました新市町村合併支援プランにおいても、この22年3月までの間この緩和措置が継続されるということになっておりますので、その支援プランに基づいてそれが根拠になっていると。

○前川収委員 では、その支援プランに70万人と書いてあるわけですね。

○榑木野市町村総室長 70万人とは書いてありません。ただ、静岡市の例で、人口70万人が1つの目安になるということで……。

○前川収委員 例は別ですよ。なぜ言うかという、当然例は前例があって前例を踏襲していくというのが、今まで何ら疑う余地のない根拠だだと思います。こんな質問はする必要も何もないんですよ。ただ、政権が変わって、これまでの例というのがやはり通用しなくなってきたというのは、今までいろんな説明があった中でも、この委員会の中だけでもたくさんあったじゃないですか。つまり、法令とか閣議決定とか、それは今の合併支援プランにしても、数字があつてちゃんと書いてあれば、それはそれで根拠だということではないんでしょうけれども、おっしゃったとおり数字が書いてないということであるならば、やっぱりここはしっかりふんどしを締め、もう1回国に対して、継続的に70万人、この合併支援プランの施行中は70万人で政令市は認めていただきたいというような動きはされているのかされてないのか、もう大丈夫

だと思っていらっしゃるのか。思っていらっしゃるからされてないんでしょうけれどもね……

○榑木野市町村総室長 我々は大丈夫だと思っておりますけれども、知事もこの件については非常に力を入れておりますので、当然、総務大臣等にもお会いになって、今度合併の話で、まずは合併の話でお会いになることもあろうかと思っておりますので、その際にもしっかりとさせていただくようにしたいと思っておりますし、本人もそう考えていらっしゃると思います。

○前川収委員 わかりました。頑張ってください。

○安倍総合政策局長 先ほど話が出ていますけれども、今回、国の概算要求が15日までということになっておりますので、それで一応県といたしましては7月に政府関係へ要望はいたしておりますけれども、県独自の例えば水俣病の問題あるいは荒瀬ダムの問題、それと間近に控えた新幹線の建設の問題、それと連続立体交差事業、そういう県特有の問題については、それぞれ各省庁の事務次官等のレベルに要望しても、なおかつ話は届かないであろうということで、知事の方から直接各大臣、副大臣、政務官あたりに来週6日にアポが取れたところについてはすぐに対応することにしております。

○前川収委員 その際、この政令市の問題というものの人口確認というんですかね、これは大丈夫ですねというのはなさるわけですね。

○安倍総合政策局長 6日に原口総務大臣の方には。

○前川収委員 可能性は。例えば、今の政権の民主党政権のマニフェストの流れであれば、これに棹さすことはないです。ただ、政権交代というのはそれがあるということを、我々議会もそれから皆さんもちゃんと置いておかなければいかんということなんです。つまり、法律で数値が明記されて、これだったらこうしますというかちかちのやつであれば、法律を変えない限りは変えられませんね。閣議決定もそうだと思います。閣議できちっと決まったものだという事です。ただ、楢木野総室長がおっしゃったような何とかプランで何10万人と書いてないやつが、それが根拠になるかと言われると、政権がずっと続いていくときは根拠になっていると思いますけれども、政権が一旦変わった時点で数値までちゃんと書いてない、前例がこうただけでは、なかなか根拠にならないよという意識をやっぱり持つておかないと、今までがこうだったからだけでは通用しないという意識をぜひ持つてもらいたい。私もたぶん、変わったから政令市ができないだろうなんて、そんなことは毛頭思っていないよ。当然やらないかんということだと思っていますけれども、厳密に言えばやっぱりそういう部分が法律要件になってないとか政令にもなっていないとか、政令があっても例えば数値が書いてないとかいう部分については、やっぱり注意深く考えていかなければならないということです。そういうことを言いたかったわけでありませう。

○鎌田 聡委員 反論じゃないですよ。政権が変わったから、いろんなことは変わるとは思いますけれども、実際これは法律では50万人というふうになっているんですよ。それを100万人ということになっておって、それも法律じゃなくて100万人になっている。法律は50万人ですので、やっぱりそこを強調していただいて、総務大臣と話されるときも、

裏づけとしてはそこがあると。ただ支援プランの中でそういった70万人という数字的なものはないにしても、そういうことでやっぱり努力をしてきたと。あくまでも決まるのは23年10月の閣議決定でしょう、ここまでになりますので。だから、今言われたように、これで安心ということではないですけども、きちっと注意深くその辺もぜひやっていただきたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。
はい、副委員長。

○佐藤雅司副委員長 資料の20ページの関係でございますが、政令指定都市への移譲の対象となる事務ですが、これは岡山県の例で移譲項目数が1,567というふうになっております。

具体的にどれだけのものが、どういうものが移譲されていくのか、イメージとしては非常にわきにくいといえますか、どれくらいの事務がいくのかなという感じがしています。

1度、県から市町村に事務移譲したときは、たしか450、460項目じゃなかったかなと思います。市町村にとってはありがた迷惑のような事務もあったし、ほとんど痛くもかゆくもないような事務もあったし、事柄によってはとにかく分厚い法律の移譲もあったでしょうし、本当に10万円ぐらいのわずかなものもあったでしょうし、イメージとしてはわからないわけですが、何かそこら辺でわかりやすい、大体これぐらいの事務が、何割ぐらいの話なのか、あるいは各部各課によって積み上げていくと大体これぐらいになるんじゃないかというようなものがあつたら、わかりませんけれども、イメージとして何か表現ができるものがあればと思っておりますけれども。

○楢木野市町村総室長 これは今回の代表質

問でも御質問をいただきまして、実は平成19年度に平成18年の結果をもとに、これは熊本市単独、まだ富合町が合併になる前ですけれども、そのときに1度、県への影響について調べたことがありまして、その数字としては99事務で、これは答弁の中では99事務とおったんですが、そのときはたしか424項目だったと。これは法令必須事務だけです。そういうことで、そのときに調べたものはありますけれども、当然、今回3町と、富合町も入っていますけれども、その後今度2町、城南町それから植木町が合併で入ってくるものですから、それについてはまだ洗い出しを試みないとちょっとわからないというところがございます。

○佐藤雅司副委員長 イメージとしては全くわからないんですね。さっき法令必須事務が422項目というふうになっていましたけれども、岡山だとこの倍あっているわけですよ。その辺がどれくらいになるのか、本当はわかっていらっしゃるかもしれませんが、この時点ではちょっと差し障りがあるということもあるかもしれませんが、何かそういうのがないかなというふうに思いますがね。それと、あと本県にはその項目というのは、すべて入れると何項目あるんですか。

○植木野市町村総室長 今、我々が調べたところによりますと、19年当時に調べまして、全体の事務というのは当然莫大な数字だと思いますので、その数字はちょっとわかりませんが、当時、移譲の対象になる事務数は法令必須で99事務424項目、それから法令任意としては12事務37項目、任意事務として65事務268項目ということで、176事務の730項目というのが前回19年のときに調べた項目数でございます。当然これは調べ方にも、小分けの仕方にもよると思っていますので、これに

ついてもう1度精査をしなくてはならないということで、今やっておるところでございます。

○佐藤雅司副委員長 では、例えば人口からいきますと熊本市が当然、熊本県の人口の183万人のうちの70万人ですから3分の1強ということになるわけですがけれども、県庁で3分の1ぐらいいくような話になるのか、あるいは各項目ごとで濃淡があるかわからないという話になるのか、それからいつごろまでになったら、そこの辺が出るのか、その辺まであればちょっと。

○植木野市町村総室長 イメージでちょっとわからないということですが、これはお金の面でいきますと、県の財政規模というのは御承知のとおり7,000億円から8,000億円の間にあるようなレベルなんですけれども、これで話した方がわかりやすいかと思えますけれども、これはあくまで19年度に出したときの数字でございますけれども、歳入予算への影響試算としては、何度も言いますけれども、これは熊本市のそのときの単独で計算した数字でございますけれども、237億円がいくということだそうで、数字的にはそういった県財政の規模と比べていただければ、そう莫大な、何割もいくというようなイメージではないかと思えます。

○佐藤雅司副委員長 いろいろかというのを、ちょっと。

○植木野市町村総室長 いろいろかというのは、今からあれしますので1年かけて、大体1年すれば先ほど言いましたように、その辺については詰めが行われる、協定まで結ばれると思いますので、大まかにはその辺で出るんじゃないかと思っています。

○氷室雄一郎委員 僕がお尋ねした部分と重なるんですけれども、財源の問題は法令に伴う移譲については示されたわけですが、時間も、時間数は私の質問で28万時間内という、この28万時間にかかわって調べられた人数はわかるんですか。それが、重複して仕事をされている分で人数を出しにくかったから、延べ大体28万時間という膨大な時間を示されたわけですが、それを調べた人数というのはどれくらいなんですか。

○榎木野市町村総室長 全庁的にどういう事務があるかということをやった、それは例えば1人当たり少しの分しか持っていないというのは、全部かき集めて28万時間になったものですから、これは何人分に該当するかというのは、人数勘定ができないということで、これは部長の答弁でもお話ししたところでございます。これは、当時調べた法令必須事務だけの時間でございます。

○松山総務部長 私の方で28万時間ということで答弁を申し上げましたけれども、これは今申し上げましたように、いろんな方がピックアップしたトータルなんです。だから、それでストレートに何人分ということとはちょっと申し上げられないんですけれども、例でいいますと、例えば岡山とかそういうところだと大体、四、五十人とかそういう数字は効果として出てきております。だから、その辺が1つの目安かなというふうに思っておりますけれども、ただ、その28万時間をストレートに人にそのままというのは、なかなか難しい部分もございます。

○氷室雄一郎委員 土木事務所関係だけ、ヒアリングのときにちょっと聞いたら、そういう数字じゃないんじゃないですか。あそこだけでも道路関係はかなり携わっておると思います。だから全体にすれば、かなり人数的に

は多いんじゃないか。総務部長の見解は私のとはちょっと違うんですけれども。それは、これから精査されながらまた協議の中に入られると思いますけれども。

○榎木野市町村総室長 実は今後、人員派遣の問題、人的交流の問題が出てくるかと思えますけれども、他県の事例でいいますと、大体派遣していろいろ、政令市移行に伴って事務職員派遣をした例としては、大体40人というのが出てまいりますので、ほかの県の例では40人ぐらいということですので、いわゆる莫大に人間が絡むという話ではないかと思えます。期限つきです。

○豊田人事課長 人事課でございます。先ほど部長のお話もありましたけれども、私どもの方でさきに政令市に移行した県の削減数あたりを調査しておりますけれども、その中には例えば児童相談所の業務でありますとか道路関係の業務の移管によりまして、多いところでは新潟県が74名ほど、それから少ないところは静岡市が55名ほどの職員の削減効果があっているということで、最近の先進事例から見ると、職員削減については、大体50人とか70人ぐらいという状況でございます。

○大西一史委員 大事なものは、県の人と一緒に動いたからどぎゃんとかこうじゃなくて、いかに県・市で効率的な行政体制がとれるかということなんです。だから、そういう意味では他県の横並び式みたいな感じで、よそは70何人だからとか40何人だからとかということで、それは県としてはできるだけ人を出さないようにしたい、お金も余り出さないというようなのが、何となく答弁に、今皆さんの話を聞いておるとにじみ出てくる。それは、わからんでもないです。セクショナリズムという考え方からすれば、それは理解できないこともないかもしれないけれども、

ただ、やっぱりそういう協議の中で必ずしもそういう人的な資源も、それから財政的な面も、やっぱりこれは各先例をずっと聞いてみますと、かなり具体的な協議の中でもめているんですよ。だから、そういう意味では、県としては別に財源を渡さんとか人材を渡さんとかということではないと思いますから、その辺についてはもっと柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。これは私もいろいろヒアリングをする中でわかったんですけども、何人も人がどばっと移る、あるいはお金や権限がどばっと移ればいいという問題ではなくて、やっぱり最終的にはアウトプット、市民に対して県民に対してどういう効果があるというところが一番大事なわけですから、その視点を忘れないように今後の協議には臨んでいただきたいということを申し添えておきたいと思います。以上です。要望がいいです。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 なしということで、これで質疑を終了いたします。

次に、議題(3)の過疎地域振興のための新法制定に関する意見書について、審査を行います。

意見書案については作成しておりますので、事務局から配付させます。

（意見書案配付）

○井手順雄委員長 これは来年3月で今の過疎法が切れて、また新しい過疎法になるというようなことでございますので、ぜひともやっていただきたいというような意見書でございます。この特別委員会から意見書を提出したいというふうに思いますが、意見書につい

て御意見等ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。よって、この意見書を議長に提出したいと思えます。

なお、10月8日の本会議において意見書が決議されましたら、提出につきましては正副委員長に一任してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 次に、議題(4)閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

本委員会に付託されました調査事件については、審査未了のため次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 異議なしと認めます。

その他に入りますが、何かございませんか。はい、前川委員。

○前川収委員 すみません、その他のところでひとつ皆さん方に御紹介というか話だけ聞いていただきたいと思えます。

九州沖縄未来創造会議というのが、九州議長会の発議でつくられまして、本県からは各派調整の上で、私と村上議員、井手議員、西議員が委員として出るということになっておるようであります。7月でしたか、私は世話人ということでその世話人会議に出てまいりまして、それから11月の上旬に第1回目の正式な会合があるということ、大体、今聞いているような状況であります。

その中で議論があったのは、4人ぐらいずつ各県から出てきて議論をするわけですから

ども、少なくとも私の方から言いましたのは、この4人の議論というのは、例えば熊本県議会のコンセンサスがあった話じゃないですよ。そうしておかないと、ここで言ったことが議会のコンセンサスなんていう話であれば、私たちは対応が全く変わるんだという話をしてまいりまして、おそらく他県にはこういう委員会もないところが多いわけで、道州制をつんのめっていつている部分もかなりあるように私自身は見ておりまして、そういう部分については、あくまでこの4人というのは、熊本県議会から出てはいきますが、議会の意見を全部反映する、県議会の意見を反映するというのは理論的に不可能でありますから、4人が4人それぞれ意見が違うということがあっても仕方ないし、この時点においては、それはそれぞれ議員の個人としての責任で発言すると、熊本県議会としての一定の考え方、方向性が示された後は別として、まだできてないわけでありますから、そのような形で参加していくということによろしいか、よろしいかといってもそれしかないわけですが、そのようなことを皆さん方にお知らせしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西一史委員 委員長すみません。

これは一応、議運なり理事会なりできちっと決めて、議会から選出するというものですから、当然個人的な意見をどんどんおっしゃっていただいても結構だと思いますけれども、逆にどういう内容だったかというのを、フィードバックをぜひしていただきたいということを、お願いしておきます。

○前川収委員 主にこの委員会それから各会派に対しても、議運あたりでも含めて文書あたりをつくって、ちゃんと各会派の皆さん方、議会全体にお渡しできるようには心がけていきます。事務局も、そのようにお願いし

ます。

○井手順雄委員長 以上をもちまして、第14回道州制問題等調査特別委員会を閉会させていただきます。

午前11時20分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長